

本国寺不<sub>レ</sub>残類焼、薬師  
誓願寺・六角堂焼失ニ而

加茂川筋川端木屋町二丁ハ

残り、六条通り上<sub>レ</sub>有り合ニ

惣寺町中不<sub>レ</sub>残焼失、御幸

町<sub>レ</sub>西も有り合、二條の御城ハ

残り、禁裏様不<sub>レ</sub>残御焼失

大徳寺・下加茂も焼ぬけ、

桜川東長命寺前<sub>レ</sub>二條の

岡崎邊迄焼失

狂言火本ヲ云

どんぐりを其儘焼は

けかの元とんだもとより

皮むかいては

前代未聞之大火と可<sub>レ</sub>申哉、

二月朔日ハ朝<sub>レ</sub>暮迄清天

くもり日輪様赤いろニ

光明さし、是はいかなる

事哉と申、廿九日晚方<sub>レ</sub>

火事と未申之方に

当りて火事見ゆる故

八日市辺りと中居る、

其内ニ二月朔日九つ

ころニ京都之御屋しき<sub>レ</sub>

彦根表江飛脚參り申候、

暁有<sub>レ</sub>之、東方本願寺末寺

仏光寺末寺衆、八つ過七つ

頃<sub>レ</sub>御出立、追々京都の

義行々暁申候、二月二日之

七つ頃迄焼申候、尤二月二日ニハ

此辺迄薙・なわ・杉板・松板

疊之表<sub>レ</sub>買廻しニ參り候

人々有之候、右火難之内並

相濟て一両日ハ京都ニテ

□□□<sub>レ</sub>巷足六拾文くらい

白米壱升武百文くらい

竹の子かさも三四十文くらい

当分入用の品々ハ無法に

高直ニ売り、二條御奉行様<sub>レ</sub>

所々□々江□□役人中ヲ

御出し置京都燒人中難義ニ

相成事、惣而不<sub>レ</sub>寄<sub>ニ</sub>何ニ、高壳

致スものは、七八人計りも

御切捨被<sub>レ</sub>成候由、是から

下直ニ元之通何事も引下ケ

申候、

禁裏様ニは正□院様江

為御移らセニ御座候

□□御所ニハ大仏ノ妙法院様江

一之宮ニハ智□院宮様江

□連院様江

はじめにその各々についてまとめて解説し、次に原文を全文紹介する。

## 5 頭人の記録

多賀大社の四月、六月、九月の御神事に奉仕した記録は慶長元年（一五九六）以来連續と統いている。

その中で次に掲げる三人は、社会的信望もあつく、神慮にかなつた奉仕人として敬仰せられる頭人の中でも重要記録を残している。

はじめにその各々についてまとめて解説し、次に原文を全文紹介する。

1、栗柄村では、西村家から松次が享和元年（一八〇二）四月の御神事を務めていた。當時松次は二十四歳であったという。祭礼の日は四月二十四日で天気は上々であったと記録されている。

2、この記録は八月になつてからまとめてあるものであるが、頭人奉仕に要した経費はとくに詳細に記録されている。そのほか、祭日の当日の頭人の行列先の休息宿、渡御の様子なども克明に記録されていて、戸時代の「多賀まつり」の状況を目のあたりにみる感がする。

3、このことは後で出てくる敏満寺村の喜右エ門の記録と比較検討するとおもしろいと思う。

#### 4、当日の渡御の模様を探ろう。

さて朝出立し、彼は四ツ前にはまず氏神へ拝礼し、それから道は一円村から彦根通りを地蔵村まで下り、大堀岩清水より東沼波村へ至り新宮にてしばらく休憩し、平田村までは駕籠で参った。それから馬で資待へまかり越した。御幣合わせを相済ませ、この木の宮へ参り、休息宿は法士村の藤介方を頼み置いたのでそこへ参り、しばらく休息した。弁当などは中川原村の四郎介殿より祝儀として祝ってくれたので、頭人・児健

らこれに甘えることにした。さて親類衆や渡御の者どもはめいめい弁当であった。

藤介殿には、頭人や健兒には見事な観ふたに酒を出してくれた。

さて高宮の行事を相済ませ、尼子の宿は伝次宅を借り、少時休息し、それから多賀渡りのうえ、宮で規式を済ますまで提灯は点火しない。

宮での規式を済ませ、提灯の光の中を休息宿へ到着した。宿は九平次殿方を頼み置いた。ここで暫時休息し、ただちに乗り物にて帰村帰宅した。

籠人足四人、揚張四人、いずれも中川原人足で、右人足へは相当な献立の夕飯を出し、以上八人へは祝儀二〇〇文ずつ贈る。

5、翌日頭人は奉行様へお礼に参上する。御奉行様は相原三平様・加藤彦兵衛様の御両人で、持參物は膳饅頭五〇ずつ、白木の箱に入れ、両組手代衆四人へ酒二升と饅頭五〇ずつ、また、惣平組衆へ饅頭四〇〇に

酒二升ほかに筋組手代衆へ饅頭二百酒二升（略）とおびただしい用意であった。

#### (二) 敏満寺村 喜右エ門

##### 1、まず膨大な資料に驚嘆する。天保二年正月三

日夜亥上刻 多賀大社馬頭ご神事指し来りのそのときより克明な記録は驚くばかりで、これを記録した喜右衛門その人に敬意を表すとともに、それを代々伝承した山本家の人々との資料をワープロ化した木下委員にも深甚の謝意を表さざるを得ない。

2、差封を頂いた日の料理をはじめ、「其時の人数祢宜衆三人、両沙汰人二人、下部共八九人計り」とある記録も尊い。

3、その後の神酒ひろめや、世話方衆寄り、親類寄りなど、追々行事が広がり、二月九日になると多賀へ参詣のことなど本格化する次第がもれなく所載されている。

4、村中恒例の道造りに際し、「庄屋弥右エ門を通じ、一二小路へ酒七升と豆腐一二丁、寿留女一抱づつを出し、猿木村へも同上、新谷小路へは五升」とあるが、なぜこの小路へ特配したのかは不明である。

##### 5、四月八日七五三張り

「多賀より祢宜衆ほか締めて一〇人、ほかに親類四五人下部衆に一匁づつ祝儀を遣わす」とあり、それより両沙汰人祢宜衆、神小屋造りに懸り出来次第酒飯を差し出した。この日の料理の詳細、その日の入用物など克明に記帳され、頭人は上下にて神拝した。

6、四月一〇日、神事奉行お定りの儀あり。翌日お請あれば頭人らこれに立ち会っている。

##### 7、一三日内御供

前日八ツ時より両沙汰人お供持えのほか、七、八人にて夕食の後、その日入用のもの、料理などを用意し、頭人・庄屋・横目の三人が、多賀御社家両沙汰人馬場重右エ門、藤山彦右エ門に対し、神人預証文を取

り交わしている。

8、一八日大御供（略）

9、当日二二日晴天

頭人出立正九ツ、是より大門へ渡り、中道を仮屋に出で、それより駕籠で高宮に参り、道案内により多賀まで先払い、尤も頭人朝四ツ時かごにて社参、拝殿にて神樂上げ、振舞酒頂戴して下向する。

高宮休息宿、小林留次郎方にて赤飯煮しめ、酒二献看云々、これらは祝儀のため振る舞われた。

次いで柏地藏休息宿新谷太郎兵衛方にも赤飯以下同前の振る舞いを受けた（略）。

これで当日の渡御コース、ならびに休息所およびその時刻など概略を知ることができる。

10、翌日、早朝より

お奉行様へお礼に参ること、上下晏にて頭人喜右二門、撰応人五郎四郎以外にて。

その時、お奉行様へ膳饅頭一〇〇但し一分五厘のも

のを用意して持参する。

またお手代衆一人へ、当饅頭五〇、酒切手二升、寿留女一把ずつ持参する。

また、右惣組中一組へも切手一斗、鰯三把、常饅頭二〇〇、右組御手代衆へ差し出す。

11、二五日七五三上げ

(1) 多賀より上下にて二一人、馬一疋、見え、頭人夫婦装束仕替え応対する。

(2) 後座呼び

人数七、八〇人計り

(3) 其外村中へ

一〇小路へ酒三升、豆腐七丁差し出し。右にて万端滞りなく相終了した。

12、追つ添書き

重複するが、道筋などの詳細が下記のように所載されている。

当家出立正九ツ時、それより賓待へ罷越し九ツ半休

足所へ参り

馬上で神前に向ひ、ご幣儀を済ませ

直に国府表へ参り、又々儀式を済ませ

それから駕籠で高宮休足所へ参り

支度して、又々川原出より馬上で

本道

渡り、鳥居上にて刻限八ツ半

直ちに、柏地藏宿へ、まかりこし右宿

出立七ツ半ころと思われ、打込で休息

間に提灯に火を付け難なく渡り、暫らく

桜の馬場で、馬上休憩をとる

お奉行はここでお帰りあり、統いて

渡りを続け、本社ご門前で、馬からおり

音で神前に進み神拝の後、神樂所へ参り

色々お供物の上酒となる。

右の儀式終えて社壇を三辺廻り、拝礼の上、門外で駕籠にのり、帰村四ツ半帰宅、それから床門神前

一、金百疋 台にのせ 代二疋  
酒三升 平指 代一疋五分

三種 錫二わ、豆婦、こんにやく 代一五匁  
扇子三本入り台にのせ 代七匁

一、銀二匁 扇子二本入り 代三匁

二匁ツ 下男三人も 片木にのせる

右の分大祢宜宛

一、銀一匁ツ 院代 一人  
扇子二本入り 代三匁ツ

一、銀三匁 役人 二人

扇子二本入り 代三匁ツ

一、銀三匁 玄関番へ

など各方面への出資も大変であったようである。

5、最後に人名が記載されているのも珍しい。

大神主 川瀬伊織 山田神主 大賀齊宮

日向神主 大岡右膳 大祢宜 大賀縫殿

山田祢宜 守戸民部 日向祢宜 北川将監

三ノ祢宜 守戸金吾

沙汰人 馬場重エ門、藤山彦右エ門

ところでこの両沙汰人であるが、この名前は享和元年（一八〇一）の西村記録にも出ており、天保一年（一八四〇）にはもちろんおなじみの名前であるし、今まで慶応元年（一八六五）の甚五郎記録にも出ていることである。世襲人物が、長命だったか不明ではあるが、研究したら面白いと思う。

右一統へ祝品振る舞つたと記録あり（中略）。このほか社家中へも多数の持參物あり。

別當所へ

一、金百疋 台にのせ 代二匁

扇子三本入り 代七匁

酒 三升 平樽 代一三匁五分

三種 昆布、豆婦 代一匁

6、ところで、この六月御神事は都合により昭和二年より中止となつた。

次はその原文で、少々繁雑であるが、各々の様子を比較しつつ、克明に読んでいきたい。

読んでいくうちに文章にもなれ、先人各々のご苦労など胸を打つものがあろう。

とうふ

酒二献

肴 大根漬、数の子

右之人數内外二百人計り、酒壺斗八升計り、廿二日ニ世話方三人、手前へ相談ニ見ヘ申候而其節、

啜物 たら

酒肴 数の子

かます

ちりめんざこ

御飯

皿 烧鮓 御汁 とうふ・青み

平 うどんどうふ・あまのり 御めし

酒 三献

二月二日ニ右世話方三人、並びに喜三郎殿

右四人内々役割相談、其外諸事渡シ物相談ニ被レ参候時、

皿ニ焼かれひ 御汁 とうふ・青葉

酉八月ニ書留

西村松次

〔表題〕  
〔享和元年〕

御神事ニ付諸事覚帳

御神事ニ付振舞造用留帳

正月廿九日晚神酒披露メ、但シ親子兄弟有レ之家ハ武人又ハ三人之家も有、

一吸物 棒餃

平湯とうふ 御めし

御酒 さかな もろこ 三ツ葉したし

右夜中ニ相成候得共、四郎介殿、九郎介殿兩人帰り被レ申候、喜三郎殿泊り、(翌日)習日平次殿与兩人村一家へ役割之儀、申達シ被レ呉候

同廿三日夕方六丈助殿、供壱人泊りかけニ被レ参、是ハ装束附ニ願、当日規式相濟迄頭人付致し被レ呉候、又七ツ過ガ藤田屋敷馬口取武人、沓籠持（くつかご）三人參、壱人ハ帰り申候、右之衆中ヘ夕飯餅致し、猪口ニ砂糖入ひたし物ニ而夕飯進申候、酒ハ鉢肴ニ而出し申候、

當日朝、御侍壱人、供壱人、草房取壱人右三人被レ参候、右之衆祝義致ス、

御侍ヘ米札四枚三分

口取ヘ三枚つ

草房取ヘ武枚五分

右之衆ヘ朝飯之獻立

皿はす 御汁とうふ・青み

同廿三日夕方六丈助殿、供壱人泊りかけニ被レ参、是ハ装束附ニ願、当日規式相濟迄頭人付致し被レ呉候、又七ツ過ガ藤田屋敷馬口取武人、沓籠持（くつかご）三人參、壱人ハ帰り申候、右之衆中ヘ夕飯餅致し、猪口ニ砂糖入ひたし物ニ而夕飯進申候、酒ハ鉢肴ニ而出し申候、

當日朝、旗方、太鼓方、惣頭人附、やつこ凡三百人計り、酒肴干鰐、こんにゃく、ふき三品、串指凡酒四斗五升計り、村番立寄度毎ニ酒出ス、番人武人朝見夕方共、掲朝出立致し候者、彼是四ツ前ニも相成申候、先氏神ヘ御礼申、夫ガ道筋義ハ一円村右彦根通ヲ地蔵村迄下り、夫ガ大堀岩清水より東沼波村へ行、新宮ニ而少時休候而、平田村迄ハ龍ニ而参り申候、夫ガ馬ニ而賓待ヘ罷越し候、（御幣合せ方）待規式相濟、こうの木の宮へ参り、宿ハ法士村藤介殿ヲ願置候、夫ガ藤介殿ヘ罷越し候而、少時休足致し、弁当仕、頭人・児健弁当之儀者、中川原村四郎介殿ガ祝義として致し被レ呉候、掲又、親類衆、渡し口之者共者、めい／＼弁当也、掲藤介殿ニ而

頭人健兒見事之硯ふたニ而酒出し被レ呉候、（扱高宮相濟尼子宿伝次宅ヲ借り、少時、休足致候、夫多賀渡り）宮之規式相濟迄挑灯入らす、宮之規式相濟、ちょちんニ而宿ヘ着申候、宿ハ九平次殿方ヲ願、暫休足致し候、直ニ乗物ニ而帰り申候、籠人足四人、揚張四人、何レ茂中川原村人足、右之人足ヘ夕飯致、献立

皿はす 汁青み・とうふ

坪牛房・いも・こんにゃく・ふき・干鰐 御めし

酒二献

肴もろこ

以上八人江武百文宛祝儀致、（夷）壱貫六百文、翌日頭人彦根奉行様御礼ニ參り候時、供壱人並ニ世話方も參り

被レ申候、

御奉行様

相原三平様

右兩御奉行様ヘ臘漫頭五十宛、白木之箱ニ而かけな

平やきとうふ・皮牛房・こんふ・こんにゃく・里いも  
御めし  
硯ふた焼玉子・しいたけ・く年棒・小くし・くり  
酒三献

鉢肴 もろこ・干鰐

当日朝、旗方、太鼓方、惣頭人附、やつこ凡三百人計り、酒肴干鰐、こんにゃく、ふき三品、串指凡酒四斗五升計り、村番立寄度毎ニ酒出ス、番人武人朝見夕方共、掲朝出立致し候者、彼是四ツ前ニも相成申候、先氏神ヘ御礼申、夫ガ道筋義ハ一円村右彦根通ヲ地蔵村迄下り、夫ガ大堀岩清水より東沼波村へ行、新宮ニ而少時休候而、平田村迄ハ龍ニ而参り申候、夫ガ馬ニ而賓待ヘ罷越し候、（御幣合せ方）待規式相濟、こうの木の宮へ参り、宿ハ法士村藤介殿ヲ願置候、夫ガ藤介殿ヘ罷越し候而、少時休足致し、弁当仕、頭人・児健弁当之儀者、中川原村四郎介殿ガ祝義として致し被レ呉候、掲又、親類衆、渡し口之者共者、めい／＼弁当也、掲藤介殿ニ而

四月七日七五張り

（申附）

柱三本・棟木壱本・こも三枚・みの紙三帖・三四寸回り竹四本・簾竹武十本・細繩壱わ

多賀方十人計御出、上下二

献立

(中略)

落着ニ右之硯ぶたニ而酒出、右一家夜取持人数三拾人  
酒七升計り、

四月十五日内御供、十四日晚方下役六人泊り懸御出、  
此時入用物、里芋四升計り、牛房同断、御汁身四十人

前計り、

こも十武枚、御供米十五日朝向七升五合、餅米壹斗、  
右取粉、米壹斗武升、大豆三升、人足武人朝人用、

右泊り之衆へ、落着ニ鉢肴ニ而酒出ス、夕飯之獻立、

(中略)

又武人早朝ニ被參、メ八人、右之衆へ朝飯進し申候、  
十五日朝上十八人御出、下十八人メ三十六人計御出、

朝多賀方仕立ニ而、頭人こんてい妻以上ニ三人御振舞、  
八ツ時分、幣振り相済、又右三人素麵ニ而振舞、夫方

此方方進し申候、

(中略)

右一家衆、取持人数都合百六拾人計り、右之酒四斗余、  
同廿日大御供、多賀宿九平次方、此方方祝儀与して、  
かし被吳候趣ニ類置候、

廿日朝、頭人土產ニ饅頭百三十遺ス、  
振舞ハ中川喜三郎殿より致し被吳候、強めし但し、ヘ

ギ・楊枝・胡麻塩・酒二獻、看まき鰯・干鰯、親類者  
勝手ニ而、めしもりくひ、頭人、健兒ニ者相應之馳走  
致しきれられ候、同廿三日村中江、右ハ当日ニ者甚取

込ニ而其分中取越、

ヘギニ而、強めし、酒三獻、看干鰯・巻するめ、

右之人數、内外ニ百人余、酒武斗余り、餅米三斗余り、  
五月廿六日村振舞、獻立

(中略)

右振舞家並ニ武人宛、一家衆不レ残人數武百人計り、  
朝飯ニ、しひなこ、昼飯ニかけ、右之酒三斗計り、

同廿七日一家振舞、獻立

一拾七表

(中略)

覺

御積米

一拾七表

御奉行様御弁当代

金子拾兩

(金子)

十一礼ニ廻ル時

ひん待入用

一金子五兩三歩

又外ニ武歩内壹歩ハ手前方遣ス

村太鼓宿竹ヶ鼻ニ而

七ツ道具頭人附

一拾七兩壹歩内

四両

五拾匁

村休右衛門

久とく

久源七

酒ニ武升、ふし二

右ハ不動院棒つき、祝義



仕、夫より昆布寿留女數十二面  
不レ残下部迄酒三獻出し

申候、

其時之人數

祢宜衆 三人

両沙汰人 武人

下部共八九人計

同五日神酒ひ露め

村中家なミ壱人ツク

呼び候事、其日早刻より

夜四ツ時迄相懸り目出度

相済申候、

一 酒式献

引着 まき賀。

吸物 数ノ子

吸物 豆婦

取持人親類六人  
前酒  
硯蓋 烏組

五人  
村役人 庄屋  
横目

同廿三日世話方衆寄

一 酒壠斗三升  
豆婦壠箱  
寿留女武抱  
右籠屋へ遣し候事

其日取持人親類小路中  
ふくさ

同夜

鉢看 義  
吸物 子付鉢  
酒数献出し  
本膳  
皿大いな 汁かまほこ  
焼豆婦  
下部壱人

同九日初午多賀ヘ

參詣之事

大祢宜へ落付頭人上下ニ面

社參可レ致事尤辟富歲

平平日

音物

一 平樽武升

鰯壠抱

葉附大こん拾本

こんにやく五挺

右大祢宜へ

一 平樽武升

昆布壠連

葉附大こん拾本

こんにやく五丁

棒たら 平牛蒡 里いも  
飯 干な 汁燒豆婦

二月

二日親類寄

人數十七人

酒肴在合物

平牛蒡 里いも  
棒たら 飯 干な 汁燒豆婦

右不動院様へ

一 酒切手式升宛

右両沙汰人衆武人

三月廿五日

一 両沙汰人被<sup>レ</sup>参注連張より

神上ヶ迄吉日相定候事

酒肴 在合物

其日者本地堂へ用向在<sup>レ</sup>之候ニ付右両沙汰早々罷被<sup>レ</sup>帰候事、

二月四日

一 村中道造りニ付庄屋跡右衛門方へ

当番老人外ニ老人召寄言渡し

被<sup>レ</sup>與此方より拾一小路江酒七升と

豆婦拾二丁寿留女毫抱ツツ指出申候、

落付

尤弥五七左助両人ニ面相配之事、  
猶又猿木村へ酒七升ニ豆婦

拾武丁庄屋方へ相抱指出之事、

但し新谷小路へ者五升也

四月八日七五三張

多賀より被<sup>レ</sup>参候人数

祢宜衆 武人

両沙汰人 武人

大箸師 老人

下部 四人

ノ拾人

外ニ親類四五人

尤下部衆毫匁宛

祝儀遣ス事、

茶漬めし  
香之物ひたし物うと  
あつ物 飯

平切目

小いも

ふき

竹之子

平こん姫

焼物 うぐひ

猪口 あわひ

重引 ひたし物

鉢肴 むし鰯

酒三獻

取持人親類中

其日入用物

荒こも

縄 拾毫枚

手垣なし漬

坪

たこ

はん金かん

皿 いか

うと

ふき

汁かんひやう

本膳

かばやき

しゐたけ

魚てん

くわひ

硯蓋

玉子

竹之子

平こん姫

尤夫より両沙汰人祢宜衆神小屋ニ懸り出来次第ニ酒飯

指出シ之事、

酒肴

品々

平切目

あつ物 飯

小いも

ふき

竹之子

平こん姫

焼物 うぐひ

猪口 あわひ

重引 ひたし物

鉢肴 むし鰯

竹之子

平こん姫

焼物 うぐひ

猪口 あわひ

重引 ひたし物

鉢肴 むし鰯

竹之子

平こん姫

焼物 うぐひ

重引 ひたし物

鉢肴 むし鰯

竹之子

平こん姫

焼物 うぐひ

猪口 あわひ

重引 ひたし物

鉢肴 むし鰯

竹之子

平こん姫

焼物 うぐひ

重引 ひたし物

鉢肴 むし鰯

正米ニ而 附之事、  
大祢宜へ相送り申候、

同十日

神事御奉行様御定り被レ遊  
翌十一日御請ニ参候事、

頭人 五郎四郎

豐応人 伝吉

小から竹	廿本
五六寸廻り杉木	三本
四寸廻り竹	四本
ミの紙	式狀
わら	二三把
かわそう	少々
壠れん釘	壠把
白米壠升	山もり
梅ほし	三ツ
寿留女	三枚

御神酒式合計り

尤其其時頭人上下ニ而座敷へ出神拝ニ而右之御神酒祢宜  
衆共同席ニ而頂戴相濟之事、

十五丁目 御手代 谷田伝太夫

東中嶋 渡辺藏人様

御奉行様

東中嶋

高橋友右衛門

円城寺町

積米	同月五日
一 振六表送ル手前清助	

同月五日

御手代 谷田伝太夫

高橋友右衛門

東中嶋 渡辺藏人様

御奉行様

一 白米壠斗三升 翌日

朝飯

御手代	門野文蔵
服部錠治	

一 自餅壠斗 早朝ニ付置之事、

取粉壠升

一 白米七升五合 御供米

一 大豆六升 馬方へ遣ス

但し式升宛三人江

料理もの

里いも 四升

牛蒡 売び目

ふき 売把

ちさ 少々

焼豆婦 武挺

檜木葉

拾七表積米之内壠表

右ノ入用ニ引

十三日内御供

前日八ツ時より丙沙汰武人御供持、外ニ七八人罷越

被レ申候、七ツ前ニ

茶積出し

香之物

酒出し肴まき鰯

他ニ在合物

夕飯

皿ニ	ふり
切目	汁干大根

皿ニ	豆婦
ちさ	

したし物

引テ

拾六表大祢宜へ遣し事、

是者□ニ出ス

右神米所ニ在ル之候、

朝社人被レ参候節、村ばな迄  
上下ヲ着シ親類二三人出向致  
し候事、

一 白米五升

釜戸払

市へ遣ス

同壱升まき米山もり

但し塩少々のセ、市へ遣ス事、是ハ両方共市取

帰リ連候、

一 自新し箸

三十せん

神前御膳ばし

梅ほし共壱

一本膳

十六人前

二ノ膳

同断

是ハ此方よりかし候事、

御供膳 是ハ前日夕方ニ此方より人足武人かりニ

遣ス事、

年号

庄屋印

月日

頭人印

右之品當御神事中體ニ預申上候、毛頭<sup>(モト)</sup>施抹<sup>(ミツ)</sup>之筋仕間數候、尤

御神事

相済候ハ右手形引替ニ御渡し可レ申候、仍而預り手

形如<sup>レ</sup>件

横目印

多賀御社家丙沙汰人

馬場重右衛門殿

藤山彦右衛門殿

朝多賀より社人被レ參候ハ直ニ頭人夫婦健児身揃い

たし候事、

朝本膳 多賀より振舞ニ而、頭人夫婦健児計

しよばんいたし候事

献立

皿ニ いか 汁 豆腐

かつを

坪

里いも

牛勞

くしかい

かんひよう

こんにやく

二ノ膳

檜木葉かい□ニ面

ひたら二切

香之物

□□し二切

酒三献

いか二切

二ノ汁

かまほこ

休足宿

德右衛門

硯蓋

鉢看

壺鉢

酒出し

下部宿

清七

右酒肴同断





一 同断 日向神主へ  
一 同断 山田祢宜へ  
一 同断 日向祢宜へ  
一 同断 三ノ宮 祀宜へ  
一 同断 両沙汰 祀宜へ  
一 武ツ 武人江

一 三匁ズツ 武包

一 武本入扇子箱片木ニノセ

一 武匁ズツ 平市

一 武匁ズツ 里人

一 三匁ズツ 土器師

豆婦五丁 船下部中江 目録台ニノセ

右御老家武人江 金百疋 三本入扇子箱台附

四匁三分 平樽武升 昆布壺束 賜三れん

武木入扇子箱 片木ニのセ 葉附大根拾木

右眷者衆武人江 片木ニノセ 右大祢宜へ遣ス、

三匁 武包 八匁六分 大神主江

片木ニノセ 片木ニノセ 片木ニノセ

右院代様へ 御取次役江 武木入扇子箱

一 優頭五十 右御酒所中へ 一 同五十 酒武升 一 同断

片木ニノセ 片木ニノセ 山田神主へ

片木ニノセ 納焼料 武木入扇子

右大祢宜御内室へ 八匁六分 大神主江

一 同断 里人子供役 武人江

一 武匁ズツ 神渠料

右大神主へ遣ス事 片木ニノセ

一 酒三升 平樽二而 優頭百

右□□□ 二包

右匁ズツ 番人江 酒五升

右匁ズツ 寿留女老把

右駒くらべ馬方へ遣ス、

八ツ時ニ

饅頭式百 養龍入

酒三升

にしめ壺重

志たし物壺重

巻鰐壺重

右者頭人健兒親類之者

四五人見送り御供所へ持参

可レ致事則神樂所ニ而

素めん振舞□ニ看ニ而

数献被レ出候事

朝多賀宿へ揃頭人健兒

其外

親類共直ニ裝束上下ヲ

差致し大祢宜より使待居候、

使次第ニ右之進物頭人等

不動院へ両沙汰人案内被致

相済夫より大祢宜案内ニ而

拜殿江参り幣振□式済シ

一派ニ送ル、其時ニ大祢宜頭人等  
盃相済候ハハ其上親類  
一統ヘ刻鰐串さしうど  
三種之看ニ而酒三獻被レ出候、  
相済夫より大祢宜案内ニ而  
拜殿江参り幣振□式済シ  
不動院へ両沙汰人案内被致  
右進物相送り頭人夫婦  
健兒  
親類一統参り院代御挨拶  
盃被レ下昆布二切頭戴、夫より  
一統ヘ三種之看ニ而酒三獻被レ下  
相済宿へ帰り体足致し候、  
候様ニ使參り、其時右之  
持參之酒看其外素面振舞  
社人衆同席ニ而酒七獻被レ出候

一 酒切手式升

鰐壺把

右村ノ

役人ヘ

祝儀

字尾番人江

(贋力)普堅寺江

(府力)國腐君伊左衛門

同本郷役人江

同村番人江

長曾根小屋江

竹ノ内江

高宮番人江

彦根座頭江

祝儀

一 武百目 竹ヶ鼻村ヘ

矢来代

一 酒切手壺斗  
鰐三把  
右者清七殿相頼ミ  
相渡候事、

一 拾匁

祝儀

一 武匂	小川原江
一 五匂	村方 番人江
一 拾匂	同断 屋とひ
一 四匂	高宮 馬割人
一 武匂	村方 称宣へ 神楽料
一 酒壺升	同断
一 練絹壺反	村方 市江 祝儀
一 酒壺升	高宮 休息宿
赤飯にしめ	小林留治郎
右者為祝儀与仕出し被吳候事、	柏地藏休足宿 新谷太郎兵衛
御弁当諸色請負人	当日廿二日晴天
職人町 枡屋勘七	一頭人出立正九ツ是より大門江
並賓(合力)佛頭人儀式共	右者為祝儀与振舞被致
代銀八百目	候事、
右御奉行衆御手代四人江	赤飯にしめ
神事當日四五日前ニ金三朱ツツ 外ニ菓子袋老ツ会候之事	酒式獻
都合金三步也	看云々
高宮鳥居上荒人御座候ニ付成渡 被成下候様挨拶として	右二組ノ手代衆へ
金百疋	御筋方杉原數馬様
	御手代
	手鳩武右衛門
	清水喜三郎
	三匂宛武人江
	御代官元ノ衆
	当日村方江出役
	大橋廣左衛門
	大崎兵太夫
	右両人江壺朱ツツ もしり方
	四人江
	武朱宛
	一 拾匂
	御見舞料
	右者當日元ノ衆江御見舞として

大尼子村庄屋へ遣シ候事御勝手ニ付是ハ料物ニ而二三  
日前ニ御□へ

指出候事

あすき

おはき

きなこ

同

したし物

右三品料物

賓待立札之事

御幣御休足所

頭人休足所

茶所

太鼓台休足所

傘鉢休足所

壺本

壺本

壺本

壺本

壺本

壺本

壺本

代銀 三両三歩二  
米札百匁 川瀬  
渡り方諸色 武人  
代銀 壺百武百拾六匁五分  
請負人 葛籠町喜八

馬一式 高宮佐助  
元次 諸負人  
久治郎 長三郎

右立札之義者当日早朝ニ此方より相立候事、  
儀り休足所 七ツ道具休足所  
場広馬 グ グ  
ズ八本  
右人足 久治郎  
元次 長三郎

奴方諸式

請負人  
炭屋藤七

役人

御奉行様江

醜餌頭百 但し壺分五厘宛

尤食籠入

右御手代衆御壺入江

当まんちう五十

酒切手式升

寿留女壺把

炭藤へ渡ス、

右三品当日

炭藤へ渡ス、

翌日早朝より

御奉行様へ御礼ニ参ル事

上下ニ而

頭人  
喜右衛門

斐応人  
五郎四郎

同  
伝吉

右同断

右總御組中

壺組江

切手壺斗

鰯三把

常餌頭貳百

右組御手代衆へ





和助

水こんにゃく  
平こんにゃく要吉  
彦左衛門

硯蓋

武組

人数四五人

金藏

頭人附休足宿

徳右衛門

一 もししり方宿

弥右衛門  
取持人三郎□

徳右衛門

取持人平三郎

一 頭人附休足宿

喜平

兵右衛門

一 頭人附休足宿

彦三郎

長吉

皿子付

生ふじ

彦之進

坪  
あへ物

切目

喜平

坪  
竹ノ子平  
燒豆婦

干大根

坪  
燒豆婦

飯

燒豆婦

水こんにゃく

御代官元ノ衆

並世話方休足宿

作兵衛

右礼金武朱与

外ニ素めん武匁計り

多賀ニ而世話方宿

鍵屋利兵衛

右礼金武百疋

当日夕飯

御馬附人足衆

徳右衛門

皿 鍋切目

汁 千大根

豆婦

平 八はい

豆腐

高宮ニ而下部休足宿

円照寺

右札金武百疋

当日御奉行様

彌庵人多賀並竹ヶ鼻共

硯蓋

鉢看



追而書添残置事

相渡り申候、

しはらく

桜ノ馬場ニ而馬上休足致し  
右御奉行様ニ御帰り被レ遊相続テ

夫当家出立者正九ツ時ニ而夫より賓待ヘ罷越、凡九ツ  
半時ニ休足所ヘ参りしはらく休足致、如レ例七器ニ而

三献盃取夫より

馬上ニ而神前ニ向ひ御幣儀式相済

直ニ国府表ヘ参り又々儀式相済

夫より駕籠ニ而高宮休足所参り

支度致又々川原出より馬上ニ而

木道り

渡り鳥居上ニ而刻限八ツ半ニ相成候

直ニ柏地蔵宿　へ罷越右宿

出立七ツ半比と相見ヘ打込ニ而休足

間ニ提燈ニ火付テ無難渡り

参り色々御供御酒ニ呼候、  
右之儀式終テ社榎ヲ三辺ん廻り  
拝礼過テ門外ニ而駕ニ打東  
帰村致し候得者凡四ツ半時ニ  
神楽所ヘ

夫より床の間神前ニ向ひ拝礼して  
装束取支度致し相体と申候、

相戻申候

### (三) 甲頭倉村 基五郎

(一八六五)慶応元年多賀大社六月御神事帳

甲頭倉村 基五郎

一、八ツ時 神甫屋 御供□候  
頭人 奉幣

女房 同断

大祢宜 指図之事

大祢宜 祝詞 奉幣中上候  
相済候而

冲酒頂戴之事

次ニ

中飯酒飯指出候事

一、指米三升 □塩少量

右ゑ籠也

一、積米 京榦四斗入レ斗者

五俵二斗

右ハ両沙汰人より懸合指図之事

一、御当日の事、早朝淨衣ニ而 大祢宜祝ニ行尤女房

親類付添ヘ人有之事

尤休足所ヘ着致候得者申出之事

尤時刻宜敷候得者 大祢宜より迎ニ遣ス事

三方 驁斗

昆布

三方 大 一重

長柄鏃子 加ヘ候

吸物 三種平引

右一統江祝品之振舞有之事

頭人 持參物屋ニ

一、金百疋 台ニのせる 代 二匁

酒三升 平指 代 一三匁五ト

三種 鮎二わ

豆婦、こんにゃく

代 一五匁

扇子 三本入り 台二のせ

代 七匁台共ニ

一、銀二匁

扇子 二本入り 代 三匁

一、銀二匁

扇子 二本入り 代 三匁

一、銀二匁

扇子 二本入り 代 三匁

一、銀二匁

扇子 二本入り 代 五匁

二匁つつ 下男三人へも  
片木にのせる

右の分 大祢宜江指出し之事

大神主

山田神主

日向神主

一、銀五匁つつ 山田神官

扇子 二本入り 三ノ祢宜

代三匁つつ 重右衛門

右八人へ 彦右衛門

同断

一、銀三匁 御神

片木ニのせる

一、三匁つつ 両市二人へ

一、二匁つつ 平ノ市

六人へ ク

一、二匁つつ 両市二人へ

六人へ ク

一、二匁つつ 両市二人へ

六人へ ク

一、二匁つつ 両市二人へ

六人へ ク

行

序三の祢宜案内のこと

一、御本宮の頭人御供物仕候

頭人 奉幣

女房 同断

大祢宜指図之事

大祢宜祝詞申上候、御祝食上ル 相濟候間神樂上ル

次ニ別当所へ行 両沙汰人ノ案内ニテ祝酒出ル

大祢宜同断

一、八ツ時 篠所之祝 案内之事

持參物 夫々 酒三升 平樽 代一三匁五分

まんじゅう 百、代六匁 三種 平組（略）

右の分龍所へ持參のこと、祝濟候而勝手に引取る

こと

一、御注連上げ

行人数 上下の向一五人斗り

頭人奉幣 女房同断

右之分別當へ持參 右大祢宜式相濟候間拜飯の

## 大祢宣指図之事

大祢宣祝詞申上候 相済

中飯物 指出し候事

万々□□<sup>(自出)</sup> 度相済申候也

私家中前 大神主 川瀬伊織

山田神主 大賀齊宮

日向神主 大岡右膳

大祢宜 大賀縫殿

山田祢宜 守房民部

日向祢宜 北川将監

三之祢宜 守戸金吾

沙汰人 馬場重門

タ 藤山彦右エ門

右如件

## (1) 町中定め書

向山下町は多賀村内の一町であるが、この中に、「町祈禱」に使用の箱がある。たびたび紹介するが、ここに全文近くを紹介することにする。文政一年

(一八二八)から明治一八年(一八八五)までおよそ六〇年近くの記録である。

これは幕末に当たっており、天明の飢饉から桜田門外の変、それに水戸浪士の上京と北陸行き、その間の彦根藩の動きなど、状勢刻々と変転する中にあって「町祈禱」の記録は、庶民の感覚でとらえている。このため、この記録によつて庶民の受けた実情を知ることができる。

なお文中、八重練道は、保月村への入合権のある道であり、また五僧村から時山村を経て、美濃・伊勢に通ずる山越え道もある。

ついでながら、この道の中途から桃原村を経て、栗栖村・一円村へ通ずる道があり、商人の道として江戸時代は栄えた。

それを伝える文化元年(一八〇四)の商取引の文書があるので紹介する(保月共有文書)。

時山村と一円村が保月村へ支払う茶荷物の庭賃錢を

課題を疾風災難雜錄として、左の六つを所載する。どれ一つ取つても捨てがたいものばかりでビカリと光っている。

①町中定め書

②おそれながら言上申す

③城貝家文書

④高付帳と高書帳

⑤人別送り手形之事

⑥直幸の善政

## 6 疾風災難雜錄

大祢宣指図之事

大祢宣祝詞申上候 相済

中飯物 指出し候事

万々□□<sup>(自出)</sup> 度相済申候也

私家中前 大神主 川瀬伊織

山田神主 大賀齊宮

日向神主 大岡右膳

大祢宜 大賀縫殿

山田祢宜 守房民部

日向祢宜 北川将監

三之祢宜 守戸金吾

沙汰人 馬場重門

タ 藤山彦右エ門

右如件

## (1) 町中定め書

決めたものである。この道の主要地である保月村は、茶荷物の荷動きをとらえて、その場錢ともいえる手数料を稼いでいたことが分かる。

## 六一一 一札之事

一商人衆茶荷物之儀 古来ヨリ其節

村方問屋ニ面御世話被<sup>(分)</sup>成候處 当子

年ヨリ來ル辰年迄五ヶ年之間

右之茶荷物當村ニ面世話可レ仕候、

相対ヲ以預リ申候、然ル上ハ先極之通り

庭賃錢茶壺本ニ付時山村ヨリ

五厘江州一円村問屋ヨリ五厘合壺<sup>(分)</sup>

其御村方江遣シ可レ申候、五ヶ年過申候へハ又其節相対ニ面五ヶ年目ニ相改、証文仕替支配可レ仕候、仍而為<sup>(レ)</sup>後目ニ一札如件

(一八〇四)

濃州時山村

庄屋 浅右衛門

甲子六月 日 同

間兵衛 仲右衛門

江州犬上郡保月村

御役人懇衆中

度候節者鳥目三百文宛指出候事、右之条々後々ニ至迄銘々不相

背堅相守可レ申事、仍而如レ件

町内中

## 六一二 定

一 此度町中相談之上取究候事

一 銘々婚礼有之候節者為ニ披露ニ鳥目

五百文宛一統差出候事、附り看代

之儀當人心得ヲ以指出候事、

一 銘々改名仕候節者鳥目式百銅宛

差出可レ申事、

一 他より入人有レ之、別株ニ相成候節者

為ニ町銀一銀三拾匁宛指出可レ申事、

一 町内ニ面別家有レ之候節者為ニ披露ニ

銀八匁宛差出候事、

一 他より相続人申請、町内人数ニ相加ヘ

## 六一三 定

一 八重練道普請人足三人半

右者町より老人ニ付武匁屋<sup>ヤ</sup>とい

文政十一戊子年

六月 日

右之酒手として米壱升七合五勺

御上様より被下

丑正月廿日

## 六一四 一札之事

丑斗し

## 六一五 一札之事

一 杉坂道普請人足懸り武人

右老人ニ付武匁屋<sup>ヤ</sup>、相渡

(天保四年癸巳年)

公方様御本卦御帰り被レ遵候ニ付、御祈禱

正月九日ニ相済、人足五人候事、

天保七丙申年二月下旬より雨降りはじめ、亦

土用中冷氣ニ而雨天勝、九月上旬迄雨天

多く殊ニ八月十三日夜大風雨ニ而亥之刻

迄吹、此風ニ而晚稻畑作江大ニ相さわり誠ニ

諸国古來稱成大凶作ニ相成候ニ付、追々

米穀直段引上ゲ七拾匁位より酉年春ニ者

百目余ニ茂引上リ万人之難一、中懸

がたく迷惑年柄ニ候、依ニ之國々大社ニ而

五穀成就之御祈禱相勤り候、當所之

御本社ニ而も二月十一日より十七日迄御神樂上り

(天保五年正月十三日)

御祈禱有レ之候、十八日より廿四日迄神前ニ而

大般若御執行有レ之、氏子中より諸人參詣

信心致候、

一 申年八月 甲斐国三河国百姓騒動

二月十二日相済右入用老軒割四匁四分つ、相掛り申候、

銀八拾參匁庄屋九郎右衛門へ相渡

乱暴相起り候、

## 六一七 大塙平八郎の騒動

(二八三七) 天保八丁酉年二月、大坂町大変之騒動、

御戒付与力之内 大塙平八郎と申人 頭

之由相聞候、諸方江火ヲ附、鉄砲ニ而火ヲはなし

出火諸方江同時ニ焼出し候手立ニ而諸人

うろたへ焼死人數しれずと申候、吹聴ニ聞候、

依レ之御要害御支度嚴重之事也、彦根

御殿様ニも大ニ御敬重之御手配り、諸方之

出口入口等々足輕衆六七人つ、番ニ御出張り

在之候所、三月下旬比より段々静ニ

相成候先者案心致し候事諸人之心

持少し者落付候、將軍様御代替御改事

西之丸様江御譲り被レ遊候御触書回り候、

一 当年茂春中者雨天勝ニ候ヘども、四月中旬より

天氣ニ相成葉種麦作相當ニ仕法候様子ニ

付米穀直段追々ニ引下ゲ候、

## 六一八 一札之事

(二八三八) 天保九戌年七月相改

杉坂道普請人足之儀軒別究口廻りニ

相定候ニ付年行事ニ不レ拘出し可レ申事

戊年七月

一 文歳 始り子ノ年休寅の年

未年 源治より出候

一 忠兵衛より出候

一 地蔵屋敷之事

字向山在之屋敷東者

一屋敷他

□□五分五厘

高壱斗貳合

切北者八郎兵衛屋敷切西

者道切此内ニ在レ之屋敷也、

御年貢者彦根入也

## 六一九 傑乘坊重源持物開帳

(二八四三) 天保十四年卯年 八月廿一日より九月十日迄

御虫干

俊乗坊重源念持仏開帳ニ付、町中ニ而割合出レ金

外ニ

當分借用致し都合金貳拾兩相渡借用証文

田地古証文相添え請取預り置候、

右之口返金有レ之証文相戻し 済

金百疋奉納

右仮飯袋之代として奉納此所へ酒貳升

御別当所より町中披露

## 六一〇 一札之事

(二八四四) 天保十五乙辰年十二月

西徳寺ニ而 命山如來寺之祖師聖人御影も

金貳百疋 奉納

内百疋箱より出候

開帳ニ付

同百疋者町中割合遣ス

町内へ酒三升豆腐六 被レ下

右ニ付一梳手ニ一同參候

(二八四五) 嘉永四年辛亥十月十二日

高ヶ岡角力興行ニ付

但シ

右之元金者

内 拾両 ハ町講ニ而出ス

金百五拾疋

花ニ遣ス

一 金三両武歩 下之町 庄七

酒三升

来候

米札三匁

彦根大音寺奉嘉

十二月年号改元安政ニ成候

本町 佐次右衛門 両人引説貸附

六一一三 嘉永七年大地震

(一八五四)

嘉永七甲寅年十一月四日朝四ツ時前

大地震 同五日夕七ツ時大地震諸国大荒之事、

同六月十四日夜八ツ時大地震諸国大荒之事、

同四月六日より七日迄京都大焼

御所向御炎燒

予ノ正月廿日

六一一二 公方様本卦御賀祈禱

(一八五三)

嘉永六年癸丑年正月

九日より十一日迄

十二月年号改元安政ニ成候

公方様六十壱御本卦御賀ニ付御祈禱、

御別当所ニ而御執行有レ之彦根より御出役

御所向御炎燒

御名代 増田慶次郎様

御筋方 安中半右衛門様

外ニ火消方組衆

御筋方 御休足 御宿

火之廻り立番致し候、

六一一四 一札之事

(一八五八)

安政五年戊午年五月溝番より相初候

一 御祈禱之節宿番江白米五升ツ、相渡、

御出役ニ而町内彦三郎方ニ而

御筋方 御休足 御宿

火之廻り立番致し候、

斗積、右ニ付一統大ニ困り翌子年三月

比漸く雪相消申候、

一大雪ニ付多分損家有レ之候、猶又瓦坏

者おひだだ敷損し候、

人入込、

大出火致、凡七分斗焼、尤町数三百

五拾町程家数凡三百七千軒神社仏

閣式百五拾ヶ所焼大駄大略ニ記候、尤伏見

御出張戸田采女正様御堅メ大破シ長州

浪人狼藉ニ而戸田様御家臣御手負數多

有レ之候尊、

六一一五 江戸表殿様御慎ニ付

(一八六〇)

元治元甲子年七月十八日明六ツ時より京都ニ而長州浪

人入込、

大出火致、凡七分斗焼、尤町数三百

五拾町程家数凡三百七千軒神社仏

閣式百五拾ヶ所焼大駄大略ニ記候、尤伏見

御出張戸田采女正様御堅メ大破シ長州

浪人狼藉ニ而戸田様御家臣御手負數多

有レ之候尊、

六一一六 大雪に付難渢

(一八六三)

文久三年亥年霜月

八日九日より少々雪積り候処、又候廿六七日比より

打続キ、廿八日者取分大雪降り尤積り高七八尺

六一一六 大雪に付難渢

一 京都堺町□り付彦根木俣様御勢ト

長州浪人ト一合戦、尤木俣様御勢者御利勝被レ為

文久三年亥年霜月

八日九日より少々雪積り候処、又候廿六七日比より

打続キ、廿八日者取分大雪降り尤積り高七八尺

得候へ共

相成候、

(申略)

少々手負人有之候、從夫諸大名江長

州江追討被仰付候趣御達シニ付、右

民大ニ安堵之思ニ御座候終、

## 六一一八 水戸浪人狼藉

元治元甲子霜月常州水戸浪人閑東より

上洛致候趣ニ而中仙道濃州地迄龍越候處、

勅命ニ付、井伊掃部頭並戸田采女正河渡宿迄

御出張ニ相成候處、浪人共大氣ニ驚鶯宿より

谷汲道江通行政、夫より越前地江趣キ今庄宿

ニ而乱妨致、右ニ付諸大名追々御出陣ニ相成

殊ニ大雪ニ付、浪人共恐入、加賀中納言様江

向參致候ニ付、加州殿御預ニ相成、凡浪人

千人余集候尊、内大將大願寺透道坊

徒主五人ニ而江州柳ヶ瀬江落行候處、彦根

御出張木侯組江召取ニ相成柳ヶ瀬ニ而打首

## 六一一九 本地堂燒失

明治七年戊一月十八日夜九ツ時

大寒ジニ而西南風はげしく本社之方

旧本地堂燒失致候事、尤其夜ハ

故本社初外類焼ハ壱ヶ所も無レ之尤

風下ニ相成候得共、氏子中ニ而取ふせぎ候、

市中多分さわぎ候得共大堂安宝

斗リニ而相濟明七ツ時ニしづまり一同安

心致候、仍而町々申合

御供神樂

差上候事

(又下略)

## 六一二〇 一札之事

明治十八年一月廿日町内集会之節

一同談示之上町講積金之利子ヲ

以御兩換月集金月々出金致候様ニ相成仍而

町講懃金毫本代式円拾錢フ、一月廿日

七月集会之節等級割ヲ以出金致候

但等級割出金之義ハ別紙ニ有之

様改定之事

支配仕来候、往古久徳殿与高宮殿与縁者ニ被レ成候節、

為茶之

水別水致シ被レ遺候由之處、其後高宮川尻与四郎与久

徳

新助湯水及出入候由之處 羽柴筑前守様御挨拶

被下置一向後赤田水三分一高宮庄へ用水可相通様

之

御朱印 御書、右新助殿へ頂戴仕、只今ニ而者右

御朱印村役人方ニ持伝へ罷在候、依リ之

御当家様ニ相成候而も凡百年之間無難ニ無申分赤田

分水仕、

大勢忍參候、狼藉仕、其段御届奉申上候處、場所元

之如ニ為御埋被下置候、

然ルニ其後も宝永・享保・寛保・明和・寛政度々狼藉

仕候節々、元之如ニ為御埋被下置候義ニ御座候、  
當村万端  
依之赤田井も一円村領ニ而堰留候湯水ニ御座候得共、  
右者善理川筋之義者川上より 御当地大橋乏川並支配  
仕來り、依ニ之年々正米三石宛往古より川御年貢御上  
納仕來り申候、  
依之赤田井も一円村領ニ而堰留候湯水ニ御座候得共、  
當村万端

## (2) おそれながら言上申す

(久徳共有文書)

## 六一二一 乍レ恐言上申す

犬上郡

久徳村

右者善理川筋之義者川上より 御当地大橋乏川並支配

仕來り、依ニ之年々正米三石宛往古より川御年貢御上

納仕來り申候、

依之赤田井も一円村領ニ而堰留候湯水ニ御座候得共、

當村万端

より夜中ニ

御田地相続仕來り申候處、元禄十五壬午夏始而高宮村

より夜中ニ

大勢忍參候、狼藉仕、其段御届奉申上候處、場所元

之如ニ為御埋被下置候、

然ルニ其後も宝永・享保・寛保・明和・寛政度々狼藉

仕候節々、元之如ニ為御埋被下置候義ニ御座候、

當村万端

より夜中ニ

御田地相続仕來り申候處、元禄十五壬午夏始而高宮

然ル所、右赤田銚子之

底湯骨御普請、惣天より何れニ而も三尺底モ面之敷石

御普請ニ御座候處、右寛政六年高宮村より底御普請

ニ而ハ

無御座など違論申掛け、依レ之場所其儘御吟味中ニ御

座候處、

其後も高宮村狼藉仕候毎ニ、当難除御普請被成下置

候得共、

捨巷ヶ年之間も違論相止ミ不レ申候ニ付、乍レ恐文化元

子年ニ筋御奉行早乙目八郎左衛門様、

所藤内様、御代官所舟橋弥三八様、

木代又右衛門様、川除御奉行橋本勘七郎様、功刀千右

衛門様、

百々孫右衛門様久徳村江度々御出駕被成下置ニ双郷申

□

場所必當御様し御吟味之上銚子所替被仰付ニ被下置

御普請惣天より

三尺底自然石ニ而赤田惣体台石御定メ 御裁許被成  
下置候

義ニ付、違論も相止ミ御蔭を以無難ニ相続仕来リ申候  
處、天保八年ニ

銚子之内水分ケ之砌、高宮村之役人這入候拵、

右ハ這入候而も手指ハ不ニ相成

ニ付、間尺者不レ申候得共右様事申立、尚又同九年

義ニ付、間尺者不レ申候得共右様事申立、尚又同九年

## (3) 城貝家文書

八ツ尾山は「御山」と呼ばれ、藩の直轄地である。その管理は藤瀬村に任され、水害のため藤瀬村の高橋が流失したときには、その資材を「御山」に求めたり藤瀬村の復旧には何かと「御山」に頼るケースが見られる。ここでよく問題となるのは、山廻り役員の選任と給与である。

この記録は治右衛門によるものである。

先代治右衛門は山廻り役は延宝年中（一六七三）七八（一）から宝暦一年（一七六一）まで勤めていたが、またその役を再び仰せ渡され、治右衛門は天明元年（一七八一）一二月から勤めることになった。

役料は高九石武斗五升で、宇湯之谷、いもじ谷、萱原村領内字一ノ渡瀬の開田が充てられている。

なお、高役・伝馬役・家並役・足役の諸役は免除されていることが分かる。

敏満寺に至る一つの過程である。寛文二年（一六六二）に至り敏満寺村があつて、喜兵衛が四月の頭人を勤めている。明確に何年から敏満寺村となつたかは不明であるが、一つの目安となるものである。

次に多賀大社類焼の大火である。一庶民が見聞した記録で、類焼の状況もよく描写されており、不動院の慈性が江戸幕府と折衝して完成していった寛永の大造営の跡は、火魔が次々と襲つた。大火の跡の復旧は苦難が伴い思うように進まず、幕末までも続くのであつた。それに今後も参考になることは、久徳までも飛び火があつたということで、火事の強さを認識するとともに、警鐘を鳴らしているとも言える。

六一二 山廻り役治右衛門お役料  
延宝年中（一七六一）巳年  
蓬代々八尾御山廻り役被<sup>ニ</sup>仰付  
御役料ハ高九石武斗五升

参考のために同文書に収録されている代官名（天明五年一一七八五）を付記した。

城貝家文書のうち「多賀大社頭人名書」については、

その文書の一部を「別巻」の他の項目に紹介してもいるが、ここに全文のうちその他、主なものを抜粋して紹介し、單に頭人の名書きだけでなく、その年に起きた事件をそれぞれ日記体に記録しているので、その部分について紹介するものである。

紹介するのは、まず安永二年（一七七三）の多賀大社の大火、次いで八ツ尾山（御山という）の管理、それに觀音寺の御開帳の以上三件である。

まず、安永二年の大火であるが、その前に表紙から、次に慶長元年（一五九六）と承応二年（一六五三）の頭人の記録を紹介する。慶長元年のものは、多賀大社文書と異なる頭人が記されていること、承応二年のものは、北坂村に注目されるからである。敏満寺の村の変遷については、すでに記述されているが、現在の

諸役御免ニ而其上延宝六

午年高役・伝馬役・家並役

足役之義

御筋六御奉行様御通

名御印附ニ而御免則御書

付ヲ以被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>（天明カ）</sup>有レ之候ニ付所持

致來り候、

（中略）

此度治右衛門義ハ帰役之由

被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>（天明カ）</sup>候ニ付天和元丑十二月ニ

御奉行様方御相談之上ニ而

先規<sup>ニ</sup>治右衛門頭戴之分

高九石武斗五升諸役御免

伝馬役・家並役・足役

御免

宇湯之谷  
一開田七畝歩

いもし谷  
一開田四畝拾六歩  
萱原村領内字一ノ渡瀬  
一開田老反三畝歩

右ハ延宝年中方治右衛門頂戴

仕来り候間當年又々私江

為御役料と被下置被仰渡候、

(申略)

(二七八五) 天明五年九月九日

(申略)

御代官中様

小武半四郎様

片木弥治郎様

馬場久介様

藤野新蔵様

中村与左衛門様

六一一三 多賀大社頭人書  
(表紙)  
「多賀大社」

頭人名書

深田姓  
(五九〇)  
慶長元年ヨリ

已來

金屋村  
彦太郎

保月村  
辻中

六月

多賀神領

九月 藤四郎左衛門

同式年

(以下中略)

(二六五三)  
承応二年

河瀬村

四月 茲左衛門

北坂村

六月 太郎右衛門

九月 孫左衛門

(中略)

六一二四 頭人書つづき  
(二六六二)  
寛文二年

敏万寺村  
喜兵衛

六一二五 多賀大社大火  
右御神事  
四月十八日 喜兵衛  
模樂寺村  
土田治兵衛と申人之向い開介と申少人之  
家方暫の出火ニ有レ之、參詣之  
人々所々セ話致居申候内ニ、  
四方へひろがる、本町通三方へ  
焼抜ケ、日向下之宮不レ残焼失、

般若院不レ残、夫レカ不動院内

不レ残焼失、御善堂、六角堂

しゅるう堂・太鼓堂・御本地堂

らう門・御舞殿・神楽堂

極樂橋・御社壇不レ残其外

御門等不レ残焼失、町下百軒

余り焼失、夫レカ飛火ニ面

久徳村政右衛門火元ニ面、久徳村

捨軒余焼失致候、

御神牀様竹ニ面、幕を

御打田之中ニ二三日余り

御籠り、夫レカ古川之土手ニ

御かり屋出来、五月廿三日迄

被レ遊御座候、五月廿段々

御かり社壇出来、御かり御殿

江奉ニうつし候御義ニ候、

御神事半減届

(一八五六)  
安政三年年

勝樂寺村

四月廿三日 伝次

御神事諸事半減ニ面相勤

唐人も宮之鳥居を越候時節方火事  
と申出し候由、

右頭人ハ高宮を渡り大尼子村

江参着、大火最中ニ面最早

打込口不レ渡与、帰宅被レ致候、

絶言語奉ニ恐入ニ候、

らくしゆニ

いきのびる多賀の祭りに

極樂寺といふ名て入らぬ

多賀かも

中度由、不動院江以三書付御願被レ申候所、一向取上ケ無レ之候、重面左様之事被レ申出ニ候義無用と申題ニ候、

依レ之彦根筋御奉行様江

右之趣以三書付御願被<sup>ニ申上</sup>候之所内御供之節、社人被レ参候ハ、茶つけ喰ハ好候ハ、可レ出少も料理ケ間敷事致間敷、神明上ケ之節も右ニ同断、多賀大御供之節ハにきり喰ニ面、弁当組

口宿等とて申間敷、振舞等致間敷と被<sup>ニ</sup>仰出ニ候而高野瀬村半兵衛・月之木村小十郎ヲ

セ話人ニ御入被<sup>ニ</sup>仰出ニ候由、当日之渡りハ槍武本ニ面其外頭人付少も無レ之由見物ニ參り候ものも無レ數由ニ候、御神事之義ハ古礼

大衆を教うものは年ごとに行われる「祭り」とか、まれに興行される角力、それに雨乞い返礼踊りもその一端を担うであろう。ことに開帳は待望久しいもので大衆の心を冷たく閉じ込める。

観音寺の御開帳は安政三年(一八五六)四月五日から二五日まで二〇日間行われた。文書によると村役人

はその準備に追われ、いかに開帳を成功させるかに心血を注いだ。ここに落とし穴があつて、開帳の届けや同時に開催した観音寺通寺の「淨願寺宝物弘メ」も届けることを忘つた。これが筋奉行に咎められるところとなり、開帳が終了してから「手鎖」の刑に服することになった。

「寺社お奉行へもお筋奉行様へもお届けがなかつたようであるので、村役人もお届け申し上げないので奉行様からおとがめをうけました。

開帳そのものは天気も晴天続きで、近村からの参詣も途絶えることなく、万歳その他の催し物もあり、村役人は藩からの参詣者のもてなしに追われたり、感激の涙にくれた」と述懐している。

村頭分の治右衛門は、川相村・一ノ瀬村各庄屋の助力で詔び状を入れて「手鎖」の刑を終えることができた。

六一二六 観音寺開帳  
(一八五六年四月五日)  
 廿五日迄廿日之間當村觀音  
 寺御開帳、大日照りニ而廿日間一日も雨降不申、開田方參詣段々相増賑敷御座候

(中略)

一四月五日方廿五日迄開帳之間  
 通寺ニ而淨願寺寶物弘メ

有レ之候所、寺社御奉行様江

不調法ケ条書付上候之事

一通寺ニ而寶物弘メ之事  
 (中略)

一觀音寺地面間違申上候事  
 右ニ付五月二日被ニ召出ニ候而

庄屋・横目手鎖被ニ仰付ニ候、

頭分も不届之段被ニ仰出ニ候、

一同九日ニ治右衛門彦根へ参り

川相村庄屋新平一ノ瀬村

庄屋善治右衛門両人ヲ相頼

村頭分治右衛門、喜兵衛・介次

右両人印形ニ而御託願書

指出候所十一日ニ被ニ召出ニ候而

手鎖等御免被ニ仰付ニ候、

#### (4) 高付帳と高書帳

米納を基本とした江戸幕府は、各村に村高を決めた。これは秀吉時代から行われた検地も含め、その他の要素を考慮して村高を決めたものであろう。年貢としてはこの村高を基本として年貢率をかけたものが、本高として徴取されるが、その他に小物成などいろいろ課せられる。

現在の税率は各種目において、各人平等に行われて

いるが、江戸時代はどうしてこうも聞きがあるのかと疑わせるほど、村ごとの差異は大きい。

ここには、慶応四年（一八六八）の「彦根御領分高附帳」を紹介して、明治元年であり文字どおり江戸幕府最後のものを参考に供する。

五ヶ五分・七ヶ三分・四ヶ六分はそれぞれその村の村高にかける年貢率で、本町の場合もその村々を検討すると、その高低の差に理解できない面も見られる。五ヶ五分は五五割である。

現在は災害などにより減税となる場合もあるが、江戸時代はそれはない。村の石高も多少は変動のある史料もあるが、干魃による米の減収や災害による場合にも、この石高を変えたという史料はない。

庶民は何の疑いもはさむことなく、一定の石高と一定の年貢率の中に生活してきたのである。

六一七 慶応四年彦根領分高附帳

武百九拾四石四斗八升

大尼子村  
犬上川上多賀へ三里(表紙)  
「一八六八」  
「慶応四年」

彦根御領分高附帳

犬上郡

辰正月吉祥日

古河

一、七ツ 分

北五ヶ烟之内也

三百五拾七石三斗三升

多賀村

外ニ 百四拾七石武斗五升七合

(二六四九)  
多賀大社へ神領ニ渡し候 慶安二年也

一、六ツ 四分

(横関共有文書)

書記置申候 以上

一、五ツ 七分

(裏表紙)  
「婦類嘉和」

百八拾武石武斗七升

月之木村

一、五ツ 六分

五百拾九石五斗九升

土田村

一、六ツ 五分

三百武拾九石武斗三升

富之尾村

一、五ツ 五分

武百四拾三石四斗八升

大岡村

一、五ツ 七分

五百拾七石六斗五合

中河原村

一、六ツ 五分

五百拾九石五斗八升

梶崎村

一、五ツ 七分

五百拾七石六斗六升

久徳村

一、五ツ 六分

五百拾七石六斗

北拾六ヶ烟

一、五ツ 九分

五百拾九石六斗三合

甲頭倉向之倉桃原杉五箇保月

一、五ツ 九分

五百九拾六石六升八合

犬上郡

一、五ツ 七分

五百九拾八石八斗

南六ヶ烟

一、五ツ 七分

五百九拾三石三斗九升

河合村

一、五ツ 七分

五百五石七斗六升七合

大杉村

一、五ツ 七分

五百九拾六石六升五合

一之瀬村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

仏後村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

樋田村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

萱原村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

小林村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

小原村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

猿木村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

佐目村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

藤瀬村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

栗栖村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

八重練村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

後谷村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

佐目村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

河内中村下村宮前妻原

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

甲頭倉向之倉桃原杉五箇保月

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

入谷後谷屏風落合今烟水谷

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

犬上郡

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

南六ヶ烟

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

河合村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

大杉村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

一之瀬村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

仏後村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

樋田村

一、五ツ 七分

五百九拾三石七斗三升

萱原村

## 一、五ツ九分

四百六石壱斗三升

## 一、七ツ七分

百八拾武石武斗一升

## 一、五ツ八分

千武百拾六石壱斗七升

敏満寺村

霜ヶ原村

しかし、このように江戸時代の村高を理解したとしても、その理解に苦しむ史料もある。久徳村の「高書帳」を丹念に繰っていくと、いくつかの問題点も出てくる。

この「高書帳」は文政五年（一八二二）からのもので、その村高に変化のあることに気づき、書き出していったもので、かなり変化のあることを証している。しかし、慶応四年（一八六八）と文政五年の久徳村村高は、前者は七〇七石六斗で、後者は六一四石五斗四升七合六勺であり、その差は実に九三石余にも達している。

ここで考察できる一つの問題点は彦根藩の財政破綻の危機が幕末に襲っていたということである。彦根藩は江戸幕府の中枢にあり、ことに直弼が大老に就任してからは、水戸藩対策、黒船来航による警備費用、桜田門外の変による減領、長州藩へ出兵の諸費用等々、幕末における彦根藩の財政負担は莫大なものであった。このための方策の一つとして、各村高の増額を旧例を破って行ったとも考察できる。

ちなみに、直弼の懷刀と言われた長野主膳は、直弼の大老就任以来、その政治資金の調達に奔走したと言われる。

事例は久徳村の記録であるため、全般的に見ると、この久徳村の場合は文政五年から以後の村高の減少は別の意義があるかもしれない。出作などが考慮されたものか、いずれにしても前述の藩の財政の問題を提起するには幕末直近の村高の史料を必要とするが、延享二年（一七四五）「領知郷村高辻帳」までさかのぼって

突き合わせてみても、慶応四年との相違はせいぜい一〇石以内の変動しかない。ただ藤瀬村だけは八一石以上も慶応四年に村高の増加が見られる。その理由を探る史料はない。

久徳村の場合、出作やその他米作の問題で一時期は村高の減少が見られたが、幕末の財政破綻の中では從来の石高に引き戻されたと見るべきであろうか、この場合にも彦根藩では問題のないところはそのままの石高を充てたものと考えられる。

なお、嘉永六年（一八五三）、久徳村の宗門改めの節の五人制度の実態が、所属寺院別にまとめてあるので参考のため掲出する。

六一二八 「高書帳」文政五年壬午二月（抜粋）

（久徳共有文書）

村並出作 メ三拾武石四斗武升壱合

参考：（天保七年（一八三六）丙申二月「出作高並

午暮改  
都合

極地出作高帳では

久徳村へ出作一円村一七人 栗柄村六人 八重  
練村九人 多賀小林各村一人

メ 六百拾六石壱斗三升七合六勺			
メ 六百拾七石五斗六升七合六勺	未用	戌用	子改
メ 六百拾六石武斗六升武合六勺			
メ 六百拾六石壱斗八升五合四勺			辰改
メ 六百拾四石 四升 九勺	巳用		
メ 六百拾四石武斗 九勺	未用		
メ 六百拾七石六斗七升 九勺	酉用	戌用	亥用
メ 六百 六石 五升三合壱勺			
メ 六百 五石壱斗武升四合六勺	子用		

六百 三石六斗七升四合六勺 丑改  
六百 武石五斗九升武合七勺 寅改

六百 壱石四斗三升三合七勺 卯改

五百九拾八石五斗武升八合壹勺 未改  
五百九拾七石壹斗六升八合壹勺 巳改

五百九拾七石五斗武升八合壹勺 午改  
五百九拾七石壹斗六升八合壹勺 未改

五百九拾石四斗武升八合壹勺 申改  
五百九拾石四斗七升八合壹勺 西改

五百九拾石九斗七升八合壹勺 戊改  
五百九拾石九斗七升八合壹勺 戌改

五百九拾武石壹斗七升八合壹勺 辰改  
五百九拾武石壹斗七升八合壹勺 申改

五百九拾武石九斗八升三合七勺 戊改  
五百九拾四石七斗八升三合七勺 戌改

五百九拾四石九斗八升三合七勺 申改  
五百九拾四石九斗八升三合七勺 戊改

一同郡曾我村 一同郡小林村  
(以下略)

### 完門改めと五人組

東光寺代々旦那分 一壱石八斗 講田 内七斗

荒引 引壱石壱斗 文政五

二人組人数 プ 拾 四人内

三人組人数 プ 拾 八人内

五人組人数 プ 武拾八人内

五人組人数 プ 廿七人内

七人組人数 プ 三拾武人内

三人組人数 プ 九 人内

六人組人数 プ 廿九人内

三人組人数 プ 拾 四人内

五人組人数 プ 武拾四人内

四人組人数 プ 拾 八人内

四人組人数 プ 武拾四人内

五人組人数 プ 拾 八人内

四人組人数 プ 武拾四人内

五人組人数 プ 廿七人内

武人組人数 プ 六 人内

四人組人数 プ 拾 五人内

武人組人数 プ 八 人内

五人組人数 プ 武拾五人内

四人組人数 プ 拾 五人内

武人組人数 プ 廿五人内

五人組人数 プ 拾 武人内

五人組人数 プ 廿五人内

指引なし

文政五年午二月『高書帳』に以上のはか

一、壱石四斗 番方・講田 一三斗 御宮

一、三斗武升 西照寺・講田

御宮

## (5) 人別送り手形

為後日送り手形、仍而如件

犬上郡小原村

慶応元年

庄屋

吉兵衛

横目

善兵衛

この部門を政治関係とし検地帳・掲・石高・米価・  
村役人などを一般的に少々ながら取り上げられ  
たが、ただ、宗門改めに関する人別送り手形などが不  
足している。これは現今の戸籍・住民票と変わらぬも  
のであるにかかわらず通史には抜けてるのでこれを  
補足する。

## 六一三〇 人別送り手形之事

当村小兵衛門内

ふじ

右之者此度其御村市郎兵衛方へ

縁付引越参り申候、依レ之

当寅年宗門御改御帳

而、其御村ニ而御書載可レ被成候、

当村御帳面相除キ可レ申候、

## 六一三一 切死丹御改ニ付指上申引越手形

犬上郡仏ヶ後村

藤八内

惣兵衛

一 女房犬上郡鰐田村清蔵内江不縁帰り仕候

メ 老人

右之通少シ茂偽り無御座候、若他因

他領江遣シ申候与訴人罷出候ハハ

此連判之者共如何様之曲事ニ茂

可レ被御付候、為後日手形仍而如件、

犬上郡仏ヶ後村

（一七八九）

寛政元年

庄屋

太右衛門

横目

浅右衛門

酉五月六日

組頭

彦兵衛

第一〇代藩主直幸は任期中藩勢の回復に努め、在任中は天明の大飢饉の最中でもあつたがこうした時も直幸は領内所々に施粥場を設けて米を与え、「殿様」の善政を地でいく施策も執った。

天明四年（一七八四）一月大老職に就任したが激務のため同七年九月に退職し、その二年後、寛政元年（一七八九）二月江戸で没した。

多賀共有文書の中に、「殿様御しようぶわけ配分帳」がある。寛政元年（一七八九）六月庄屋林右衛門の記録である。

寛政元年（一七八九）と言えば、天明八年（一七八八）の京都大火の翌年であるが、天明の飢饉の後遺症である。

## (6) 直幸の善政

父直幸の跡を継いだのは、直幸の七男直中である。

寛政元年四月一六日藩主となつた。第一一代藩主井伊直中は名君で、大いに喫約に努めたが、父の遺金として、領内の士民に金を与えたが、町会所に消防の制を定めたり、国産方を設置して産業を奨励したりその治

